

令和6年度 第2回八戸市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1. 日 時 令和7年2月5日（水）14時から14時40分まで
2. 場 所 八戸市庁本館3階 議会第一委員会室
3. 出席委員 工藤 清太郎 会長、李澤 隆聖 副会長、小川 あゆみ 委員、熊坂 覚 委員、澤口 公孝 委員、中嶋 幸一郎 委員、上田 武男 委員、高橋 薫 委員
4. 事務局 佐々木 結子 福祉部長兼福祉事務所長、
長内 慎治 福祉部次長兼障がい福祉課長、
町井 健二 高齢福祉課長、江渡 聰子 地域包括支援センター所長、
町屋 茂 副参事、松井 純 主幹、柏崎 雄介 主査兼社会福祉士、
下平 英範 主査兼介護支援専門員

次第1. 開 会

■司会（江渡地域包括支援センター所長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和6年度第2回八戸市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。

本日は8名の委員の皆様全員が御出席でございますので、八戸市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第7条のとおり、会議が成立することを御報告いたします。

それでは、議事に入りますので、ここからは工藤会長に進行をお願いいたします。

次第2. 議事

■工藤会長

皆様、今日は風の強い中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

今日は事務局から議題が3つ出ております。これより議事に入らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

（1）令和7年度八戸市地域包括支援センター運営方針について

■工藤会長

はじめに、（1）令和7年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（江渡地域包括支援センター所長）

それでは、令和7年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、資料1に基づき御説明いたします。

1ページ目は、地域包括支援センター運営方針の策定に係る法的根拠を記載しております。

根拠条文等に記載のとおり、介護保険法、介護保険法施行規則及び厚生労働省関係課長の通知に基づき、例年、基幹型センターである八戸市地域包括支援センターと委託型センターである高齢者支援センターの運営方針を一体的に定めております。

2ページを御覧ください。

ここからは、令和7年度の運営方針の案となります。

はじめに、I 方針策定の趣旨でございますが、本運営方針は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にすること、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定することとしております。

次に、II 地域包括支援センターの意義・目的でございますが、後段に記載のとおり、市では、計画期間が令和6年度から8年度までの第9期八戸市高齢者福祉計画に基づき、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備、機能強化に努め、その運営がより一層充実したものとなるよう取り組む旨を記載しております。

次に、III 組織体制を御覧ください。

八戸市地域包括支援センターと市内12の日常生活圏域に高齢者支援センターを設置し、令和7年度は、契約期間5年間のうちの3年目となります。

3ページ目にまいりまして、IV 運営上の基本的理念を御覧ください。

地域包括支援センターの運営上の基本的理念について、公益性、地域性、協働性の3つの視点を記載しております。

次に、V 地域包括支援センターで行う事業の実施方針でございますが、ここからは令和7年度における事業の具体的な実施方針を記載しております。

実施方針の1として、地域包括ケアシステムを深化・推進し、第9期高齢者福祉計画に掲げている将来像を目指していく旨を記載しております。

2として、市包括は、高齢者支援センターの後方支援を行うほか、市の高齢者支援を一緒に取り組むチームとして、医療機関や地域と連携をとりながら、効果的な業務に努めます。

4ページを御覧ください。

3として、令和7年度も医療と介護のICT連携ツールを含めた連携のほか、民生委員や地域の方など多くの関係者と連携を図り、ネットワークの構築に努めます。

実施方針の4の介護予防の推進につきましては、高齢者の状態に合わせたサービスの選択肢として、基準を緩和した訪問・通所型サービスの周知を強化するとともに、健康増進部門や後期高齢者医療の部門等と広く連携し、運動、認知、口腔、栄養の各分野を組み合わせるなどし、効果的な介護予防に取り組んでまいります。

5ページを御覧ください。

実施方針の5は、認知症基本法の施行に伴い、認知症の人と共生できる地域を目指し、認知症御本人に直接会って、直接御意見を伺う機会を増やし、これまで以上に御本人の声を活かした事業の実施に努めてまいります。

実施方針6の地域ケア会議につきましては、個別事例の課題を考える地域ケア個別会議、圏域レベルの地域課題を協議する地域ケア圏域会議、地域に必要な取り組みを明らかにし、施策を立案、提案する地域ケア会議推進会議の3つ会議をそれぞれの機能を活かし、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

地域ケア推進会議につきましては、令和3年度から令和5年度は、コロナ禍の影響のた

め、本運営協議会の中で結果報告をさせていただき、御意見をいただいておりましたが、令和6年度から単独で既に開催しており、来年度以降も本協議会とは別に開催してまいりたいと考えております。

6ページを御覧ください。

実施方針7から10につきましては、資料記載のとおり、昨年度同様となっており、引き続き取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

■工藤会長

ただいまの説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

■熊坂委員

地域包括支援センターで行う事業の実施方針の中の1に、地域包括ケアシステムの深化・推進とありますが、深化の意味を教えていただけますか。

■事務局（江渡地域包括支援センター所長）

9期計画の基本目標2の住み慣れた地域のなかで健やかに安心して暮らすという項目の中に深化とあり、その中には医療と介護の連携や認知症の施策が入っておりまして、今まで関係者間で色々な施策を考えていたのですが、本人の声も取り入れて、これまでよりも深みのある計画にしていくということになっております。認知症につきましては、認知症の総合支援検討会議というものがあるのですが、御本人に出席いただくとか、また、認知症ケアパスに御意見をいただくとか、より一層色々な方の意見を取り入れて連携を深めていく方向としております。

■工藤会長

その他、御意見・御質問はありませんか。

他になければ、令和7年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、了承することとでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

■工藤会長

それでは、令和7年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、承認することといたします。

（2）八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の運用について

■工藤会長

次に、（2）八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の運用について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（町屋副参事）

それでは、八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の運用について、資料2により御説明いたします。

当条例の改正につきましては、前回の運営協議会において御説明し、常勤換算方法による非常勤職員の配置については、資料中段の当市の運用方針に記載のとおり、各高齢者支

援センター1人として、委員の皆様方から御承認いただいたところであります。

これは、3人の職員配置が必要なセンターでは、常勤職員を2人は必ず配置し、残りの1人については、例えば、0.5人分の非常勤職員を2人配置しても良いという意味合いでございます。

この部分に係る前回の御説明内容につきまして、一部訂正させていただきます。

なお、補足となりますが、今回の訂正は、条例の規定そのものを訂正するものではなく、また、当市の運用方針を変更するものでもございません。

それでは、資料2と次のページの右上に資料4と記載されている前回の資料を併せてお開きください。

資料4の3. 改正の概要の(1)において、センターの職員の員数について、常勤換算方法によることを可能とするが、この場合であっても、2人以上の常勤の専門職の配置が必要なことを規定するとしておりましたが、条例上では、2人以上の常勤職員の配置が必要であることは規定しておりません。

条例の解釈といたしましては、例えば、3人の職員配置が必要なセンターでは、本運営協議会が必要と認めれば、0.5人分の非常勤職員が6人配置できることとなっております。

ただし、当市といたしましては、センターの継続的・安定的な運営という観点から、前回の会議で御承認いただきましたとおり、常勤換算方法により配置できる職員数は、1人の運用としたいと考えております。

なお、南郷地区につきましては、高齢者人口が3,000人未満であり、これには当てはまりませんので、常勤職員2人の配置が必要ありますことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

■工藤会長

ただいまの説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

■中嶋委員

この資料を見て最初に思ったのは、改正の概要を訂正しますとなっていて、今までこうだったけれども、これでも良いよということだと思うんですよね。具体的に言えば、3人と私達は認識していたけれども、2人プラス0.5人、0.5人で良いということになったというのは、今説明があったとは思うけれども、まず、第一に常勤換算方法とは何なのか、これで高齢者支援センターが当初期待されていたような仕事に支障がないのかをお伺いしたい。

■事務局（町井高齢福祉課長）

常勤換算方法とは、非常勤職員が2人以上と見ていただければいいかなと思います。非常勤職員が0.5人と説明しましたけれども、0.3人が3人以上でも良く、複数人で常勤職員1人分の勤務時間を満たすという考え方となります。今回は、前回説明した内容に一部解釈誤りがあるので訂正させていただきたいという主旨でございました。条例上は、先程御説明したとおり、0.5人の非常勤職員が6人でも良いということにはなっているのですが、半日ごとに職員が全員交代するということは、実際あり得ないことですので、高齢者支援センターの運営とすると、全て把握している常勤職員の方を必ず配置した上で、非常勤職員の方は、勤務が切り替わるときに情報を共有すれば、継続して高齢者の方を支援できるという考え方のもと、常勤換算方法による職員は1人でお願いしますということでございます。

■中嶋委員

分かりました。高齢者支援センターというのは、私たち民生委員にとって非常に頼りになる機関で、色々な地区でもそう思っていると思うんですよ。その中で、このようなことが出てきて、今までやっていたことができなくなるということがなければ、私はいいと思いますけれども。私は下長地区に住んでいて、下長地区の高齢者支援センターは、はくじゅというところで、上長地区と下長地区を2つ受け持っていて、良くやっているなと思ったものですから。きちんと今までと同じことができるということをお話しされたと思うので、仕方ないのかなと思います。本当に高齢者支援センターは頼りにしています。

■工藤会長

なるべくは常勤で、やむを得ない場合はということですね。

その他、御意見・御質問はありませんか。

他になければ、八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の運用について、了承することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■工藤会長

それでは、八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の運用について、承認することいたします。

(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

■工藤会長

次に、(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（松井主幹）

それでは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、資料3により御説明いたします。

本件は、法令において、指定介護予防支援の一部を委託する場合には、地域包括支援センター運営協議会において審議することと規定されていることから、審議をお願いするものです。

本日は、資料に記載の5つの事業所について御審議いただきます。なお、一部の事業所については、利用者の円滑なサービス利用を図るため、既に委託契約を締結しております。そのため、事後承認となりますことを御了承ください。

居宅介護支援事業所はまなすの里は、要支援の認定を受けている方が、当市に住民票を残したまま、北海道北斗市の親族宅で介護サービスを利用するため、当地の事業所に業務を委託したものです。

居宅介護支援事業所あいうえおについても同様に、要支援の方が、当市に住民票を残したまま、青森市の親族宅で介護サービスを利用するため、当地の事業所に業務を委託したものです。

続きまして、居宅介護支援事業所ア priは、南部町に新たに開設された事業所で、八戸市に新たに開設されたケアプランセンター・アンビエンス及び介護サポートけあたすとともに

に、八戸市の被保険者に対する介護予防支援等の業務を受託したい旨の申し出があり、高齢者支援センターからの業務委託が見込まれます。

つきましては、委託先としての承認を賜りますようお願い申し上げます。

■工藤会長

ただいまの説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

■高橋委員

八戸市に住んでいて要支援の認定を受けて、親族のいる北海道や青森市でお世話になるということで、たくさんある事例かと思うのですが、1件ずつこの会議の場を通さなければならぬ事案なのでしょうか。それから、書類上で委託しますは良いと思うのですが、例えば、北海道の事業所と何らかの相違があった場合、どのようにするんですか。

■事務局（松井主幹）

1つ目の御質問ですが、新しい事業所と契約する場合には、その都度、こちらの会議で審議いただくということになっております。なるべくは既存の事業所に打診して対応していただきたいと考えておりますが、どうしても突発的に新しい事業所と契約するケースはあります。

2つ目ですが、特にケアマネジメントに関しましては、ケアプランを提出いただいて、御本人さんの心身の状況ですとか環境に合ったプランになっているかをこちらの方で確認しております、相違のないようにしております。

■高橋委員

例えば、私が北海道に住んでいて、八戸市から来た親戚を受け入れる側だとしたら、八戸市で要支援の認定を受けていたことを八戸市にお知らせすれば、事業所を探してくれるのですか。どのようにマッチングさせるんですか。

■事務局（松井主幹）

マッチングに関しましては、利用者の親族の方でお知り合いの事業所があれば、そちらを紹介していただきますし、そうでない場合は、現地の地域包括支援センターに御相談いただきか、もしくはこちらの方で地域包括支援センターに連絡を取って、受けてくれる事業所がないか相談させていただいております。

■高橋委員

動いてくれるということですね。分かりました。

■工藤会長

他になければ、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、事務局案のとおり了承することでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

■工藤会長

それでは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、承認することといたします。

(4) その他

■工藤会長

次に、(4) その他について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（江渡地域包括支援センター所長）

その他といたしまして、令和6年度の地域包括支援センターの主な活動について、5つ紹介させていただきます。

1つ目は認知症についての活動になります。

田面木まごころネットワークの認知症徘徊 SOS 模擬訓練という認知症になっても安心できるまちづくり事業の一環で行われているものです。

認知症で道に迷った方を住民の皆様の力で早期発見して、災害災難から守り、安全などろに保護する訓練を体験するものです。コロナもあって、今年度5年ぶりに開催しています。田面木地区社会福祉協議会が主催で、こころすこやか財団と地域の方々、高齢者支援センターと一緒に取り組んでおります。

内容としては、参加者を対象に認知症サポーター養成講座、ロールプレイを行い、その後、実際に地域で、認知症の人、声をかける人の役割分担をし、道に迷った高齢者の役割の人へ声をかけるという訓練になっております。この役割分担や進め方についても、地域の方たちと事前に集まりを設けまして、打合せをして準備を進めています。

開催後の感想として、地域に民生委員や高齢者支援センターなど色々な人がいるんだと分かって良かった、そのような方達と顔合わせてきて良かった、実際に住んでいる地域で体験できて良かったという声があり、大変好評でした。

今年度、高齢者支援センター瑞光園での地域ケア会議圏域会議で、認知症についてのテーマで、地域の方や関係者の方と話し合いを行い、令和7年度について、瑞光園の担当地区でも、この認知症徘徊 SOS 模擬訓練を行う予定です。瑞光園では、八戸学院大学の介護レンジャーも活躍すると聞いております。八戸学院があるのは八戸の大きな強みであり、地域ぐるみの活動に大きな力であると感じておりますので、これからもよろしくお願ひいたします。

次に認知症 VR 体験会です。

これは、認知症の人への理解を深めるための体験学習型の研修プログラムです。令和5年度に1度、介護職員を対象に開催しており、今年は認知症の方の御家族を対象に2月18日、19日に開催を予定しています。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、認知症の人を含めた一人ひとりが、その個性と能力を十分に發揮して支え合いながら共に生きる共生社会の推進を目指し、認知症の体験を通じて、認知症の理解促進に努めるものとして事業を実施しております。

2つ目は、AI を活用した介護予防教室と圏域を超えて連携した集いの場の紹介です。

医師会高齢者支援センターで開催いたしました介護予防教室で、トルトというAI を活用し、自分の現在の状況を数値化・可視化することができる効果的な動機付けに繋がる内容でした。

この介護予防教室で使用したトルトの中の1つの機能は、自分の口腔内がどのような状態かスマホで可視化して見えるもので、アプリで、パ、タ、カ、ラと言うと、自分の口腔

機能の状態が数値で出てきます。

参加した住民の方からは、数値化されているので分かりやすい、点数が良かったことを家族に自慢ができる、今度歯医者に行ったときに先生や歯科衛生士に伝えてみようと思う、皆と比べることで頑張ろうという気持ちになったという感想がありまして、大変好評でした。

自分の口の中の状態が分かったので、どこに相談したらよいかとの質問もあり、歯科医院への受診の動機付けとなるなど、口腔内への関心が高まり、効果的な内容だったと思います。

毎年、全ての高齢者支援センターで口腔機能向上についての介護予防教室を実施しているのですが、今年度、歯科医師や歯科衛生士の方が講師に来てくださる教室で、舌圧や舌苔などの専門的な知識を知ることができたということで、大変好評で、参加者の口腔機能向上への動機付けが効果的であったと感じています。

もう1つは、各高齢者支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが、地域のサービスを作ったり、繋げたりする役割を担っているのですが、今年度3回開催したワークショップの状況です。

今年度は、このワークショップに認知症の方御本人、薬剤師、町内の方など、多くの分野の方の参加もありました。吹上地区にあるデイサービスセンター岩泉町の地域貢献活動に、3か所の高齢者支援センターが協力し、集いの場を開催いたしました。

岩泉町は、医師会高齢者支援センターの圏域であります、三八城・根城地区の高齢者支援センター、大館・東地区の高齢者支援センターの地域支援コーディネーターが連携して、3地区の地域住民が集まる集まりを開催しました。圏域を超えて、高齢者支援センターが連携して行った好事例でした。

3つ目に個別のケース対応についてですけれども、一人暮らしとか、身寄りがない、支援者がいない、お金がない、意思決定ができないなど、複雑化、複合化した課題を抱える高齢者の支援も多くなっています。

制度やサービスだけでは対応しきれない課題につきましては、インフォーマルサービスの利用もしながら支援する機会も多くあり、インフォーマルサービスにつきましては、項目ごとに、例えば、自費ヘルパー、ゴミ出し、雪かきなど、各項目にまとめて隨時更新して、相談対応できるよう表にして、窓口に置いて活用しております。

医療機関や社会福祉協議会等の関係機関の他、インフォーマルサービス、民生委員、地域の方と力を併せての支援によって、困難な高齢者にも丁寧に対応できたと感じております。

さらに、色々な方と連携することで問題が複雑化しないよう、例えば、身寄りがない困難ケースに何かあったらどうするのかという早めな訪問などの対応、予防的な取組についても一層取り組んでいきたいと思っております。

4つ目は、このような困難・虐待ケースにしっかり対応できるように、全高齢者支援センターを対象に研修会も開催しています。

今年度は、多問題を抱える困難ケースの事例をもとにグループワークをして、理解や検討を深める内容として、さらに各高齢者支援センター間でも相談しあえるつながりができるように工夫して開催をしています。

最後に、令和4年度に行ったニーズ調査の結果も活かしながら業務に当たっております。

例えば、外出する人は介護予防に効果的であることがデータから根拠が認められているため、その根拠や地域特性を活かし、地域に合った介護予防教室を開催したり、地域の老人クラブやほっとサロン、公民館講座など、地域にたくさんの効果的な集まりを御紹介しております。これからも地域の方、地域の様々な集まりと連携して業務に当たっていきたいと思っております。

■工藤会長

ありがとうございます。様々な活動をして、地域の利用者の方たちをいかに意識付けて集まりに来ていただくということに興味をもっていただくということが大切でして、その中身も充実してきているのかなと思っています。ただいまの説明に対し、御意見・御感想はありませんか。

■中嶋委員

認知症徘徊 SOS 模擬訓練の主催者は、田面木の地区社協が単独で、市役所からアドバイスをもらうなり、連絡を取り合いながら実施したのですか。

■事務局（江渡地域包括支援センター所長）

こころすこやか財団と一緒に相談をしてスタートしています。そこに市包括が一緒に入りながらですが、こころすこやか財団が大きくバックアップしています。

■中嶋委員

たくさん人が集まって非常に良いなと思って、下長地区にもお話をしたいと感じており、単独ではなかなか出来ないと思ったのですから。

■事務局（江渡地域包括支援センター所長）

是非その時にはセンターにもお声がけいただければと思います。

■中嶋委員

今月は、下長地区でケア会議が予定されているので、そこでお話ししてみれば良いわけですね。

■事務局（江渡地域包括支援センター所長）

はい、センターにお声がけいただければと思います。

■工藤会長

その他、何かございますか。

ないようですので、これをもちまして議事を終了し、進行を事務局へお返しいたします。

次第3. 閉会

■司会（江渡地域包括支援センター所長）

御審議大変ありがとうございました。

今年度の運営協議会は、今回を持ちまして終了の予定となっております。

これをもちまして、令和6年度第2回八戸市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。